

総合型クラブななっち規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本クラブは「総合型クラブななっち」(以下「クラブ」という)称する。

(所在地)

第2条 本クラブは、主たる事業所を会長の指定した場所に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本クラブは、「だれでも、いつでも、どこでも、いつまでも」をモットーに地域住民の生涯スポーツ社会の振興と、心身ともに健全なスポーツ愛好者の育成及び会員相互の親睦を図り、生き生きと活力のあるコミュニティの実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本クラブは、前条の目的を達するため、以下の事業を行う。

- (1) 会員の健康増進・体力の向上に関する事業
- (2) スポーツ教室等の開催に関する事業
- (3) スポーツイベント、各種スポーツ大会に関する事業
- (4) 各種研修会の開催及び参加に関する事業
- (5) その他、本クラブの目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(クラブの構成)

第5条 本クラブは、次の者をもって構成する。

- (1) 会 員 本クラブの事業等に参加する者
- (2) 賛助会員 本クラブの趣旨に賛同し、事業を援助する者または団体。

(入会資格)

第6条 本クラブに入会を希望する者は、次の条件を備えていなければならない。

- (1) 本クラブの目的に賛同する者
- (2) 本クラブの諸規定を遵守する者
- (3) スポーツ保険に加入する者

(入会及び退会手続き)

第7条 本クラブに入会を希望する者は、別に定める所定の手続きにより申込むものとする。また、入会后、入会申込書の記載事項に変更が生じた場合や本クラブを退会する場合には、速やかに届け出なければならない。

(会費の納入)

第8条 会員は、本クラブが別に定める会費を納入しなければならない。

(会費の返還)

第9条 既納の会費は返還しない。

(除名)

第10条 本クラブは、第6条第2項を遵守できない会員については、理事会の決議により除名することができる。

第4章 役員

(役員)

第11条 本クラブに次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上 20名以内

(2) 監事 2名

2 理事のうち、会長を1名、副会長を2名、運営委員長を1名、クラブマネジャーを2名、会計を1名、庶務を複数名とする。

(役員を選任及び任期)

第12条 本クラブの理事及び監事は、総会において選任するものとする。

2 会長、副会長、クラブマネジャー、運営委員長、会計、庶務は理事の互選をもって選任する。

3 役員任期は2年とし、再任を妨げない。但し、補欠および増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

(役員職務)

第13条 役員職務は次のとおりとする。

(1) 会長は、本クラブを代表し、総括する。

(2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

(3) 運営委員長は、本クラブの事業等の執行を総括する。

(4) クラブマネジャーは、会長及び副会長を補佐し、本クラブの経営管理、事務、連絡等全般の調整を行う。

(5) 理事は、理事会を組織しこの規約の定めおよび理事会の議決に基づき、本クラブの業務を行う。

(6) 会計は、本クラブの会計事務を処理する。

(7) 庶務は、クラブマネジャー及び会計を補佐する。

(8) 監事は、本クラブの財務を監査し、総会に報告する。

(顧問及び参与)

第14条 本クラブには、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。

3 顧問は、第4条各号に掲げる事業推進のため、会長の諮問に応じ、必要なことを行う。

第5章 組織

(会議)

第15条 クラブに次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 理事会

(3) 運営委員会

(総会)

第16条 総会は、表決権を有する会員をもって構成する。

2 総会は、会長が招集する。

3 総会の議長は、会長が行う。

4 総会の議決は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは議長が議決する。

5 総会は、次に掲げる事項について審議し議決する。

(1) 事業計画及び予算に関する事項

(2) 事業報告及び決算に関する事項

(3) 理事の選任及び解任に関する事項

- (4) 規約の制定及び改廃に関する事項
- (5) その他、理事会が必要と認めた事項

(表決権)

第 17 条 総会における議決の行使ができるものは、当該会計年度の期首に満 20 歳に達した会員とする。

(理事会)

第 18 条 理事会は、会長・副会長・理事・運営委員長・クラブマネージャーをもって構成する。

(理事会の職務)

第 19 条 理事会は、会長が招集し、次の事項について審議する。

- (1) 本クラブ事業の執行に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 総会の委任に基づき総会の権限の一部を行うこと
- (4) その他、会長が必要と認める事項

2 理事会の議長は、会長が行う。

(運営委員会)

第 20 条 運営委員会は、運営委員・クラブマネージャーをもって構成する。

(運営委員会の職務)

第 21 条 運営委員会は、運営委員長が招集し、事業の計画及び運営に関する事項を協議し決定する。

2 運営委員会の議長は、運営委員長が行う。

(事務局)

第 22 条 本クラブの事務を処理するため、会長の指定する場所に事務局を置く。

2 事務局は、クラブマネージャー、会計、庶務をもって構成する。

第 6 章 会計

(会計)

第 23 条 本クラブの経費は、以下のものをもってあてる。

- (1) 会費
- (2) 事業等による収入
- (3) その他の収入

(資産の管理)

第 24 条 本クラブの会計は、事務局が行う。

(会計年度)

第 25 条 本クラブの会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終了する。

第 7 章 自己の責任

(自己の責任)

第 26 条 会員は、本クラブの活動に対して、本クラブの諸規定及び施設管理者並びに指導者の指示に従い自己の責任において行動するものとする。

(保険の加入)

第 27 条 会員は、スポーツ傷害保険に加入しなければならない。本クラブは、その活動中の傷害については、スポーツ傷害保険の対象範囲内でのみ対応するものとする。

第8章 細則

(細則)

第28条 本規約に定めのない事項及び運営上必要な事項は、理事会の決議により定める。

附則

(施行期間)

- 1 本規約は、平成25年3月23日から施行する。
- 2 本クラブの平成25年度の主たる事業所は、青森県三戸郡南部町大字沖田面字沖80 南部町民体育館内に置く。